

令和7年度八尾市情報セキュリティ監査業務 仕様書

令和7年 11月

八尾市政策企画部デジタル戦略課

1. 業務名

令和7年度八尾市情報セキュリティ監査業務

2. 目的及び業務概要

本業務は、本市の情報セキュリティ対策の向上に資することを目的とし、本市の情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報セキュリティ対策に対して、独立した専門的な立場の第三者が基準などに照らし、適切であるかを評価し問題点の抽出及び改善方法の検討、助言、指導を行うものである。

3. 経緯

本市では、業務の効率性・利便性の向上を目的として、インターネット接続系に主たる業務端末を配置しており、その接続方式は、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月版）」（以下、「ガイドライン」という。）において β' モデルと呼ばれるものに相当している。ガイドラインでは、 β' モデルの採用にあたっては外部監査を行い、その監査報告書をLGWAN 運営主体である地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）に提出することが求められている。また、これに合わせ、J-LIS が策定し、令和6年12月11日に改定された「総合行政ネットワーク接続仕様書」ではLGWAN 接続団体であって β' モデルを採用している団体については、ガイドラインに示されたセキュリティ対策の実施について外部監査を行い、その監査報告書を令和8年度までにJ-LISに提出しなければならないとしているため、上記業務委託を実施することとなった。

4. 監査内容

(1) 監査対象

八尾市におけるWAN/LAN上の情報システムを対象とする。（具体的な範囲は、別に受託者に指示することとし、個別ネットワークについては、監査対象に含まない。）

(2) 監査項目

β' モデルの採用にあたり必須となる「地方自治体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（令和7年3月改定）」における組織的・人的対策に係る監査項目と β' モデル固有の「 β' モデルを採用する場合の追加監査項目」に記載の項目に関する監査を行うこと。監査に際し監査項目や監査方法、ヒアリング等、詳細は受託者が監査実施計画書を作成する際に本市と協議の上決定するものとする。なお、監査は、情報セキュリティ対策向上を目的とするため、助言型とする。

5. 適用基準

(1) 必須とする基準

ア 八尾市情報システムセキュリティ規則

イ 八尾市情報セキュリティ対策基準

(2) 参考とする基準

- ア 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- イ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- ウ 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
- エ 上記のほか委託期間において情報セキュリティに関し、有用な基準等で、本市と協議して採用するもの

6. 監査人の要件

- (1) 受託者は ISO/IEC27001（JIS Q 27001）認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (2) 監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。
- (3) 監査の品質の保持のため監査品質管理責任者、監査品質管理者等の監査品質管理体制を作ること。
- (4) 監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が 1 人以上含まれていること。
 - ア システム監査技術者
 - イ 公認情報システム監査人（CISA）
 - ウ 公認システム監査人
 - エ ISMS 主任審査員
 - オ ISMS 審査員
 - カ 公認情報セキュリティ主任監査人
 - キ 公認情報セキュリティ監査人
 - ク 情報処理安全確保支援士
- (5) 監査チームには、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家が 1 人以上含まれていること。
 - ア 情報セキュリティ監査
 - イ 情報セキュリティに関するコンサルティング
 - ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む）
- (6) 監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

7. 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 19 日

8. 監査報告書の様式

(1) 監査報告書の作成様式

ア A4版縦（必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）とし、様式は任意とする。

イ 監査報告書は監査対象についての脆弱点を網羅した非公開の「監査報告書（詳細版）」と公開を前提とした「監査報告書（概要版）」の2種類を作成し、提出すること。

(2) 監査報告書の宛名

宛名は「八尾市長」とする。

9. 監査報告書の提出先

八尾市政策企画部デジタル戦略課とする。

10. 監査報告会

監査対象となった課室の長及び情報セキュリティ責任者、情報システム管理者に対して、監査結果の報告会を実施すること。なお、開催回数は、全部署を対象に1回とする。

11. 監査成果物と納入方法

下記に掲げる監査成果物を書面（A4版縦を基本とし、必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）及び電子媒体（CD-R）にて、必要数を提出すること。

(1) 監査等成果物

ア 監査実施計画書 2部

イ 情報セキュリティ監査報告書（詳細版） 2部

ウ 情報セキュリティ監査報告書（概要版） 2部

(2) 納品方法

ア 紙媒体上記のとおり

イ 電子媒体1部

12. 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、全て本市に帰属するものとし、書面による本市の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与または使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、本市は本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

13. 委託業務の留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

(1) 監査実施計画書の提出

契約締結後、受託者は監査実施計画書を提出し、本市と受託者の協議により委託業務の詳細

細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

(2) 資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は本市が妥当と判断する範囲内で提供する。なお、受託者は、本市から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は本件監査にあたり収集した一切の資料を速やかに本市に返還し、または破棄するものとする。

(3) 監査の実施

本業務は原則として、本市内において実施するものとする。ただし、本市及び受託者の協議に基づき、リモートによる実施、監査項目の削減または変更等、監査実施方法を変更できるものとする。

(4) 情報資産の操作

監査のため端末等の情報資産を使用（操作）する必要がある場合は、対象情報システム及び庁内ネットワークの運用に対し、支障及び損害を与えないように実施するものとする。

(5) 再委託

本業務は原則として再委託を禁止とする。再委託が必要な場合は、本市と協議の上、事前に書面により本市の承認を得ること。

(6) 秘密保持等

受託者は本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示しまたは自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後または契約解除後においても同様とする。

(7) 議事録等の作成

受託者は、本業務の実施にあたり本市と行う会議、打ち合わせ等に関する議事録を作成し、本市にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

(8) 関係法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

(9) 報告等

受託者は作業スケジュールに十分配慮し、本市と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとする。

14. その他

- (1) 交通費その他いっさいの諸経費は本業務による費用に含まれており、別途支給することはないので注意すること。
- (2) 成果物の納入後、その内容が要求品質を満たしていないものについては、受託者の責任において関連する項目を再検査し、当該箇所の修正を行うこと。
- (3) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、本市及び受託者との協議の上、決定するものとする。